



遺言制度のあれこれ

法テラス八雲法律事務所

弁護士 森田 寛
(函館弁護士会所属)



■自分が亡くなった後、誰に何を相続させるかという意思を、残された方々に伝える方法として遺言があります。遺言には、大きく分けて自筆証書遺言、公正証書遺言という二つの種類があります。

■自筆証書遺言とは、遺言書を本人が手書きで作成する方法です。以前はどのような財産があるのかという財産目録についても自筆する必要がありました。現在は財産目録についてはパソコン等で作成することが可能になりました。なお、財産目録をパソコンで作成した場合は、すべてのページに署名・押印する必要があります。

■公正証書遺言とは、法律の専門家である公証人が二人以上の証人のもと遺言書を作成する方法です。遺言の内容については、公証人の助言を受けることができます。公正証書遺言は、公証人に作成を依頼するため、遺言の内容となっている財産の額に応じた手数料が必要になります。

■遺言を作成した人が亡くなった後、自筆証書遺言が残されている場合は、家庭裁判所で「検認」という手続きを受ける必要があります。「検認」とは、相続人に遺言があることを知らせるとともに、裁判所が遺言の内容を確認してその後の偽造を防止する手続きです。

■自筆証書遺言であっても、遺言を法務局に預けておく「自筆証書遺言保管制度」を利用していた場合は、家庭裁判所の「検認」を受ける必要はありません。

■「自筆証書遺言保管制度」は、令和2年7月から開始された新しい制度です。この制度を利用すると、法務局が遺言を厳重に保管しますので、紛失の危険はありません。また、「検認」手続きが不要ですので、相続人の手続き上の負担感も軽減されています。保管手数料として3,900円かかりますが、大切な遺言書を保管する方法として考えてみてはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

実在する企業を装った架空の料金請求が増えています

怪しいと思ったら1人で悩まず、すぐに家族や警察に相談しましょう！

身に覚えのない料金請求には応じず、警察相談電話(#9110)や各社の公式HPなどで案内してる窓口にご相談ください。

春の全国交通安全運動の実施

さあ青だ
踏み出す前に
再確認

「春の全国交通安全運動」が4月6日(土)～15日(月)の10日間実施されます。

【運動重点】

- ア こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- イ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ウ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- エ 飲酒運転の絶無
- オ スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110